



® 平成 29 年 10 月 2 日 (月)

No. 14540 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ http://www.chosakai.or.jp/

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

審決取消請求事件

(発明の名称を「遊技機」とする特許出願の拒絶審決取消訴訟) [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10238号、平成29年7月18日判決言渡—

事案の概要

審決取消訴訟における裁判所の審理の対象は、審決の実体上及び手続上の違法性一般であり、具体的には、事実認定の誤り、法令解釈・適用の誤り、判断の誤り、手続違反(手続違背)など、多様である。審決等の行政処分は、内容的に正しいだけでなく、手続的にも適正なプロセスを経ていることが求められる。

本件は、手続違反(手続違背)により審決が取り消された事案であり、本来、請求項2に記載された発明を審理・判断の対象とすべきところを、誤って、請求項1に記載された発明をその対象として表記し



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
弁理士 金後水白 井藤本江 晴義克久 建男光則
浅村法律事務所 浅村昌弘
所長 弁理士 浅村昌弘
弁理士 浅村昌弘

会長 弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
弁理士 浅池望 村田月上 皓弘次
村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
浅池望 村田月上 皓弘次 幸良洋裕 博理光
後藤晴男

副所長 弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
弁理士 浅平下 昌啓克孝 弘子彦之
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
浅平下 昌啓克孝 弘子彦之 育夏由
松川直樹

弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
弁理士 山本大新 康幹一 明生貴男
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
山本大新 康幹一 明生貴男 和研史
和田研史

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

てしまったというめずらしいケースである。

本件の関係条文は、次のとおりである。

特許法第159条第2項

「第50条及び第50条の2の規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に準用する。(以下略)」

特許法第50条

「審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、第17条の2第1項第1号又は第3号に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）において、第53条第1項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。」

なお、手続違反（手続違背）を理由に特許庁の審決が取り消されることは少なくない。手続違反とされる類型には、意見を述べる機会の不付与（不意打ち）、理由不備・審理不尽、判断の遺脱などがある。

（次のような裁判例がある。意見を述べる機会の不付与:知財高判平25.10.16＝平成24年（行ケ）10405号、知財高判平23.10.4＝平成22年（行ケ）10298号、理由不備・審理不尽:知財高判平22.12.28＝平成22年（行ケ）10229号、知財高判平21.10.30＝平成20年（行ケ）10323号、判断の遺脱:知財高判平23.10.4＝平成22年（行ケ）10350号、知財高判平23.5.30＝平成22年（行ケ）10271号、知財高判平20.11.27＝平成18年（行ケ）10380号）

本件補正発明

本件で問題となった補正発明の請求項1及び請求項2の記載は、次のとおりである（一見すると、両者は類似している）。

「【請求項1】

識別情報の可変表示を行って表示結果を導出する可変表示手段に予め定められた特定表示結果が導出されたときに、遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御する遊技機であって、

未だ開始されていない識別情報の可変表示について、保留情報として記憶可能な保留記憶手段と、識別情報の可変表示を開始する結果を前記特定表示結果とするか否かを決定する開始時決定手段と、前記特定表示結果となるか否かを前記開始時決定手段による決定前に判定する開始前判定手段と、前記開始前判定手段による判定に基づいて、前記保留記憶手段に記憶されている保留情報に基づく識別情報の可変表示が実行される前の複数回の識別情報の可変表示に渡って、連続した予告演出を実行する予告演出実行手段と、

前記開始時決定手段の決定結果に基づいて、識別情報の可変表示の表示結果を示唆する示唆演出を実行する示唆演出実行手段と、を備え、

前記予告演出実行手段は、前記複数回の識別情報の可変表示において、第1予告演出を実行するパターンと、当該第1予告演出よりも前記特定表示結果となる割合が高い第2予告演出を実行するパターンと、前記第1予告演出を実行した後に前記第2予告演出を実行するパターンと、のいずれかのパターンにて前記予告演出を実行可能であるとともに、前記示唆演出の演出態様は複数あり、

前記示唆演出実行手段により実行された前記示唆演出の演出態様に応じて、前記予告演出実行手段により前記第1予告演出を実行した後に前記第2予告演出を実行するパターンで前記予告演出が実行される割合が異なり、

前記予告演出実行手段は、前記開始前判定手段による判定に基づいて、前記複数回の識別情報の可変表示に渡って、一連の連続した特定予告演出を継続して実行可能である、

ことを特徴とする遊技機。」